

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【公開番号】特開2017-131682(P2017-131682A)

【公開日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2017-029

【出願番号】特願2017-50041(P2017-50041)

【国際特許分類】

A 6 1 L	27/38	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 K	35/407	(2015.01)
A 6 1 K	47/42	(2017.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	27/38	1 0 0
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 K	35/407	
A 6 1 L	27/38	2 0 0
A 6 1 K	47/42	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 L	27/38	3 0 0
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/20	

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年6月19日(2019.6.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 8 1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 8 1】

結果

24時間後では、HAを用いずに移植片を注入した「対照」細胞は、肝臓と肺の両方で見つかった。しかし、72時間後では、前記「対照」細胞はほとんど存在しておらず、肝臓内には、識別可能な「対照」細胞がほんの少量残存していた。これとは対照的に、本発明に従って移植された細胞では、肝臓に上手く融合した細胞群が24時間後及び72時間後にいずれも認められ、2週間後もまだ残存していた。また、この幹細胞ニッチ移植によって移植された細胞は、ランダム化組織試料アッセイでの分析によれば、ほとんど肝臓組織にだけ位置していることが分かり、しかも他の組織では見つからなかった(図7)。